

1 指針策定の背景

(1) 国際連合の取組

20世紀前半の二つの大戦の教訓から、人類共通の課題としての世界平和を実現するため、昭和20年(1945年)に国際連合が創設されました。

国際連合は、昭和23年(1948年)12月10日の第3回国際連合総会において、人権保障の目標や基準を初めて国際的にうたった「世界人権宣言」を採択しました。人権の歴史において重要な位置にある「世界人権宣言」は、それ以降の人権を尊重する国際的な流れへとつながりました。

近年国際連合では、多くの人権関連諸条約の採択、各種の宣言、国際年の制定、「ビジネスと人権に関する指導原則」の承認、持続可能な開発目標(SDGs)^{エスディーズ}(※)の採択等、人権尊重に向けた数々の国際的な取組が行われてきました。

(2) 国・県の動向

国では、昭和22年(1947年)に「基本的人権の尊重」を基本原理の一つとする「日本国憲法」が施行され、これを基に、国政の全般にわたり人権に関する様々な制度や施策の整備が行われてきました。

平成9年(1997年)に「人権擁護施策推進法」が施行され、また同法に基づき設置された「人権擁護推進審議会」において、人権擁護施策についての調査審議が行われました。その結果、同審議会は、平成11年(1999年)、「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的な事項について」を法務大臣、文部大臣、総務庁長官に、平成13年(2001年)、「人権救済制度の在り方について」を法務大臣に、それぞれ答申しました。

また、この間、平成12年(2000年)には、人権の擁護に資することを目的とした「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(人権教育・人権啓発推進法)」が施行され、人権教育及び人権啓発に関する理念や国、地方公共団体、国民の責務などが定められました。この法律に基づき、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成14年(2002年)に「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。

その後、人権に関わる法令等として施行されたものには、平成17年(2005年)の「犯罪被害者等基本法」、平成18年(2006年)の「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止・養護者支援法)」、平成24年(2012年)の「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」、平成25年(2013年)の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」、平成28年(2016年)の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」、「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」、「持続可能な開発目標実施指針」などがあります。さらに、令和2年(2020年)には、「ビジネスと人権」に関する行動計画が策定されました。

こうした人権に関わる法令等は、社会情勢の変化やその時々^{エスディーズ}に生じた課題に対応するため、改正などによる整備が行われてきました。

山口県は、平成 14 年（2002 年）3 月に、人権に関する総合的な取組を推進するための基本指針となる「山口県人権推進指針」（以下、「県指針」という。）を策定し、平成 18 年（2006 年）4 月には、人権施策の推進に必要な事項について審議する「山口県人権施策推進審議会」が設置されました。その後、令和元年（2019 年）7 月に「人権に関する県民意識調査」を実施し、その調査を踏まえ、令和 6 年（2024 年）12 月に、「県指針」の改定が行われました。

県はこの指針に基づき、県におけるあらゆる行政分野で、人権尊重を基本的な考え方とした取組を積極的に推進するとともに、家庭、地域、職場、学校等のあらゆる場を通じて人権問題の正しい理解と人権尊重の考え方を認識していくための教育と啓発を進めています。

（3）本市の取組

本市では、「防府市総合計画」において掲げた、市民一人ひとりが人権課題を理解し、お互いの人権が尊重された心豊かな地域社会の実現に向け、「県指針」の趣旨を踏まえた施策を実施してきました。また、各分野における課題については、男女共同参画、こども、高齢者、障害のある人、環境等に関する分野ごとの個別計画等を策定し、施策の実施に取り組んできました。

平成 22 年（2010 年）には、人権施策に関する総合的かつ効果的な取組を推進するための庁内組織として、「防府市人権施策推進連絡会議」を設置しました。さらに、平成 31 年（2019 年）2 月には、人権に関する施策の総合的な推進を図るため「防府市人権施策推進審議会」を設置しました。

また、市民の人権に対する意識を把握し、人権施策を推進していく上での基礎資料とするため、平成 21 年（2009 年）、及び 10 年後の令和元年（2019 年）に「人権に関する意識調査」を実施し、人権への意識や、憲法に定める基本的人権の尊重など、人権に関する質問とその回答から調査分析を行い、市民の考え方や意識の変化等の把握に努めています。

(※)SDGs

エスディーゼーズ（Sustainable Development Goals）の略。

持続可能な開発目標。

貧困、不平等、格差、テロや紛争、気候変動など、世界が抱える社会・経済・環境面の問題を解決し、持続可能な形で発展していくため、国際社会が令和 12 年（2030 年）までに目指す 17 の目標を設定しています。（P 30 参照）